

平成27年5月20日
住宅局建築指導課

(株) いうらが製造・販売した段差解消機の強度不足について

1. 概要

(株) いうらが製造・販売した段差解消機[※]において、一部の部材が建築基準法第68条の26に基づく大臣認定を受けた仕様と異なる鋼材で製造され、強度不足が生じていた旨、同社から国土交通省に報告がありました。

※ 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が毎分15m以下、かつ、その床面積が2.25m²以下のものであって、昇降行程が4m以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの

2. 内容

(1) 強度不足の概要

型番 UD-800L (大臣認定番号 EPCSNN-1651) のかごを支える「ガイドフレーム」について、大臣認定を受けた仕様 (STKMR370材) よりも強度の低い鋼材 (STKMR290材) を使用し、(株) いうらで強度検証を行った結果、大臣認定で定める基準に対し強度が不足していた。

(2) 対象台数 2台 (うち、施工中1台)

※物件の所在地と用途：埼玉県1台 (学校)、静岡県1台 (寺院)

(3) 強度不足への対応

大臣認定の仕様どおりの部材と交換済みとの報告を受けた。

(4) その他

上記のほか、型番 UD-700 (大臣認定番号 EPES-0039) (24台) 及び UD-800 (大臣認定番号 EPES-0035) (25台) の「ボールネジナット部固定用ケース」についても、大臣認定を受けた仕様 (SS400材) と異なる鋼材 (SPHC/SPHD材) を使用していたが、強度検証を行った結果、大臣認定で定める基準に対し強度が不足しているものはなかった。

3. 国土交通省としての対応

(1) (株) いうらに対する指示

本日、(株) いうらに対して、次のことを指示しました。

- ① 所管の特定行政庁に対し、強度不足の生じた段差解消機の部材交換の内容について、速やかに報告すること。
- ② 大臣認定を受けた仕様と異なる鋼材を使用していたことについて原因究明を行うとともに、再発防止策を検討し、国土交通省に報告すること。

(2) 関係する特定行政庁に対する要請

関係する特定行政庁に対して、(株) いうらからの報告を受け、強度不足が生じた段差解消機について、部材の交換等により大臣認定を受けた仕様どおりの鋼材が使用されていることを確認するよう要請しました。

(3) 特定行政庁及び指定確認検査機関に対する周知

今回の事案を踏まえ、特定行政庁及び指定確認検査機関に対し、大臣認定を受けた段差解消機について、建築確認・検査時に申請内容と大臣認定を受けた仕様との照合を徹底するよう周知しました。

問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課

課長補佐 齋藤 (健) (内線 39-513)

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8513

FAX 03-5253-1630

(参考) 段差解消機のイメージ図

